

さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例（平成29年さぬき市条例第15号）第1条に規定する目的に基づき、性に対する固定観念によって困難な立場に置かれている性的マイノリティの方が安心して暮らせる社会を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、協力し支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。
- (4) 近親者 直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年に達していること。
- (2) 双方が本市に住所を有し、又は宣誓の日（以下「宣誓日」という。）から3か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係（他の自治体で実施している同様の制度によりパートナーシップの関係にある場合を含む。）にないこと。
- (4) 双方の関係が近親者でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し。ただし、本市への転入を予定している者は、宣誓日から3か

月以内に当該書類を提出するものとする。

- (2) 本市への転入を予定していることが確認できる書類（本市に住所を有していない場合に限る。）
- (3) 独身証明書その他の配偶者がいないことを証明する書類（日本の国籍を有しない場合にあつては、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証明する書類に日本語訳を添えたもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 パートナーシップの宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に署名することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと、他の者に代筆させることができる。

（本人確認）

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（通称名の使用）

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性的違和感等を理由として通称名（戸籍に記載されている氏名（日本の国籍を有しない者にあつては、これに準じるもの。以下同じ。））に代えて、当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合で、市長が特に認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）について当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を第4条第1項の宣誓を行うときに提示しなければならない。

（証明書及び証明カードの交付）

第7条 市長は、第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿（様式第4号）への

登録を行うとともに、証明書及び証明カードに宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するものとする。

2 宣誓者が前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍等に記載されている氏名を証明書及び証明カードに記載するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた宣誓者（以下「被証明者」という。）は、証明書若しくは証明カードを紛失、毀損若しくは汚損又は改姓若しくは改名をしたときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）に署名し、再交付の申請をすることができる。

2 前項の再交付申請書を提出する者は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

4 再交付しようとする者の一方又は双方が再交付申請書に署名することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと、他の者に代筆させることができる。

(証明書等の返還)

第9条 被証明者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に証明書又は証明カードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、一方からの申出によりパートナーシップを解消したい場合は、返還届を提出した旨を自ら一方に通知しなければならない。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 一方又は双方が市外に転出したとき。ただし、一方が転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により一時的に本市から他市区町村へ住所を異動したと市長が認める場合はこの限りでない。この場合において、被証明者は、当該事情を証するに足りる関係書類を提出し、市長に申し出なければならない。

(4) 第3条第3号に該当しなくなったとき。

(5) 次条の規定によりパートナーシップの宣誓の証明が取り消されたとき。

(パートナーシップの取消し)

第10条 被証明者が虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓の証明を取り消すものとする。

(周知啓発)

第11条 市長は、パートナーシップ宣誓制度をはじめとする多様な性自認と性的指向に関する取組について、市民、事業者及び教育機関に対し、周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓書

さぬき市長 殿

私たちは、さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、裏面の事項を確認の上、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

(宣誓者)

ふりがな

氏名

(通称名を使用する場合は戸籍等に記載された氏名)

ふりがな

通称名

生年月日

年 月 日

年 月 日

住所

(代筆者)

氏名

住所

(裏)

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓を行うに当たり、次の内容を確認した上で宣誓を行います。

要綱の規定	確認事項（該当するものに、✓を付してください。）	
第2条	お互いを人生のパートナーとして、協力し支え合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである。	<input type="checkbox"/>
第3条	双方が民法第4条に定める成年に達している。	<input type="checkbox"/>
	次のいずれかに該当する。	
	①双方がさぬき市に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	②一方がさぬき市に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内にさぬき市内へ転入を予定している。 (転入予定者: _____, 転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	③双方が3か月以内にさぬき市内への転入を予定している。 (転入予定者: _____, 転入予定日: 年 月 日) (転入予定者: _____, 転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
	双方に配偶者がいない、かつ当事者以外の者とパートナーシップの関係（他の自治体で実施している同様の制度によりパートナーシップの関係にある場合を含む。）にない。	<input type="checkbox"/>
	双方の関係が近親者（直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係をいう。）でない。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。	<input type="checkbox"/>
要綱の規定	注意事項（内容をご理解いただけたら✓を付してください。）	
第10条	虚偽その他不正な方法により証明書及び証明カード（再交付証明書を含む。以下同じ。）の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた証明書及び証明カードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓の証明を取り消し、証明書及び証明カードを返還しなければならない。	<input type="checkbox"/>

【その他の確認】（内容をご確認いただけたら✓を付してください。）

- 利用できる行政サービスの担当課から、宣誓の有無等について問合せがあった場合、情報提供をさせていただきますのでご了承願います。
- 証明書及び証明カードを返還された場合は、利用できる行政サービスの担当課へ情報提供をさせていただきますのでご了承願います。また、行政以外のサービスを利用している場合は、サービスの利用先に返還した旨をご自身で必ずご連絡いただき、返還に伴う手続を行ってください。
- 住所要件の確認に必要な限りにおいて、住民基本台帳により住所を確認することに同意します。

【市記入欄:本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()
氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()

(表)

様式第2号(第6条関係)

パートナーシップ宣誓証明書

さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。

.....様

年 月 日

さぬき市長



(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ

さぬき市は、市民の皆さん一人ひとりの人権が尊重され、明るく平和な住みよい、共に生きることができる社会の実現を目指しています。

この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待します。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますよう、お願いいたします。

.....年 月 日生年 月 日生

戸籍等に記載された氏名（通称名を使用する場合）

.....様様

特記事項

備考

- 1 証明書には、適宜意匠を加えることができる。
- 2 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日及び申請理由を記載する。

様式第3号（第6条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明カード	
さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証明します。	
-----様	-----様
第 号	年 月 日
さぬき市長	
印	

（裏）

この証明書の提示を受けられた方へ	
さぬき市は、市民の皆さん一人ひとりの人権が尊重され、明るく平和な住みよい、共に生きることができる社会の実現を目指しています。	
この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとしていきいきと輝き、活躍されることを期待します。	
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
-----年 月 日生	-----年 月 日生
戸籍上の氏名（通称名を使用する場合）	
-----様	-----様

特記事項	

備考

- 1 証明カードには、適宜意匠を加えることができる。
- 2 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日及び申請理由を記載する。

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ登録簿

登録番号			
ふりがな 氏名		ふりがな 通称名	
住所			
生年月日	年 月 日	連絡先	
ふりがな 氏名		ふりがな 通称名	
住所			
生年月日	年 月 日	連絡先	
宣誓等	宣誓日	年 月 日	
	証明書交付日	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	
	転入予定者 転入予定日 転入前住所	年 月 日	
再交付	再交付日 交付書類	年 月 日 <input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 証明カード	
返還等	<input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> ()	年 月 日	
	証明書	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (理由:)	
	証明カード	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (理由:)	
備考			

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

さぬき市長 殿

年 月 日に交付された証明書又は証明カードについて、さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

申請理由（該当する番号に○をつけてください。）

- 1 紛失
- 2 毀損
- 3 汚損
- 4 改姓・改名（変更前： _____）
- 5 その他（ _____）

再交付を希望する証明書等の種類（該当するものに✓をつけてください。）

- パートナーシップ宣誓証明書 パートナーシップ宣誓証明カード

（宣誓者）

ふりがな
氏 名 _____
（通称名を使用する場合は戸籍等に記載された氏名）

ふりがな
通 称 名 _____

生年月日 _____年 月 日 _____年 月 日

住 所 _____

（代筆者）

氏 名 _____

住 所 _____

【市記入欄：本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()
氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()

様式第6号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

さぬき市長 殿

さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）
第9条の規定により、次のとおり証明書及び証明カードを返還します。

返還理由（該当する番号に○をつけてください）

- 1 当事者の意思によるパートナーシップの解消
- 2 死亡
- 3 さぬき市からの転出
- 4 要綱第10条の規定によりパートナーシップの宣誓の証明が取り消されたため

（宣誓者）

ふりがな

氏 名

（通称名を使用する場合は戸籍等に記載された氏名）

ふりがな

通 称 名

生年月日

年 月 日

年 月 日

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

【市記入欄：本人確認書類】

氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()
氏名 ()	個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他 ()

